

1. 判定制度のあらまし

(1) 判定とは

特許発明や登録実用新案の技術的範囲

登録意匠やこれに類似する意匠の範囲

商標権の効力の範囲

に対して

特許庁が、判定対象の権利侵害の可能性について、厳正・中立的な立場から判断を示す制度

判定の特徴

- ☆中立・公平な立場での判断
- ☆すばやい結論（最短で3ヶ月）
- ☆安価な費用（特許庁への判定請求料は1件4万円）
- ☆簡単な手続（審判手続と同じ）
- ☆行政サービスの一種（法的拘束力なし）
- ☆十分尊重され権威ある判断

<解説> (審判便覧 58-00)

特許権を持っている人は、営利等を目的として特許発明を独占的に生産、販売、使用等することができますので、権利の行使により、同業者のみならず広く第三者にも影響を及ぼすこととなります。

しかも、その影響は、その特許権が存続期間（特許出願から 20 年）満了によって消滅した後においても、存続期間中の他人の侵害行為に対する損害賠償の請求ができるなど、長期間にわたることとなります。

そのため、

ア．特許権者が他人の商品（実施対象物）などについて、それが自分の特許発明の技術的範囲に属する（特許権を侵害する）ものであるかどうかを知りたい、

イ．特許権者でない者が、開発投資ないし事業の計画中、あるいは現実に実施中のものについて、それが特許権者の発明の技術的範囲に属するかどうかを知りたい（安心して実施したい）

等の状況が生じます。

そこで、特許権を設定した特許庁に特許発明の技術的範囲について公式な見解を求めることができるという判定制度が設けられています。

そして、この制度により、無駄な特許紛争を防止することが可能となります。特に、裁判費用等の負担が重荷となるベンチャー企業、中小企業にとっては、有効に活用すべき制度です（なお、特許庁への判定請求書の副本は相手に送られるので相手を知るようになります）。

また、本文書においては特許を中心に説明していますが、判定制度は、以下に示すとおり、特許のみならず、実用新案、意匠、商標の全てに設けられています。

- ① 特許発明の技術的範囲(特 § 71①、特施規 § 39 様式 57)
- ② 登録実用新案の技術的範囲(実 § 26)
- ③ 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲(意 § 25①)
- ④ 商標権の効力(商 § 28①、 § 68③)

なお、特許法は、判定の結果が当事者、第三者を法的に拘束するような規定を設けていないため、行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為には当たりませんが、判定は、特許権等の設定官庁である特許庁が特許発明の技術的範囲等について公式見解を示すものであり、社会的に見て十分尊重され、権威ある判断の一つとされています。

また、最高裁の判決（平成6年（オ）1083号、H10. 2. 24）で均等の法理の¹適用のための5つの要件が具体的に示されました。特許庁では、均等の主張があった場合に、この5つの要件に従ってイ号²物件（方法）が特許発明と均等の範囲にあるか否かを判断します。この判定結果は、裁判所における均等の主張の証拠方法として利用できます。

¹ 均等論及び5つの要件については、後記2.(3)「請求の理由」の書き方の詳細の〈特許の場合〉（30頁）も参照。

² 特許発明の技術的範囲と対応比較させるものを慣行として「イ号」という符号で表示します。「イ号」とは、判定請求において、相手方が現に実施し、又は実施していたもの、及び権利者が相手方なしで請求する場合に、自己の権利のものと対応比較させるものを慣行として表示する符号です。

「イ号」は、対象物に応じて、イ号物件、イ号方法、イ号図面、イ号説明書、イ号意匠、イ号標章というように表示されます。

また、「イ号」が図面に係る場合は、その図面もしくはそれを文章であらわしたものをあらかじめ当事者間（判定の請求人と被請求人）で確認しておくことと審理がスムーズに進みやすくなります。

なお、被請求人が、判定請求に対して答弁する際に提出する物件が有る場合は、「ロ号」等の請求人が用いていない符号で表示します。